第１号様式（不利益処分についての審査請求に関する規則第３条関係）

|  |
| --- |
| 審　　査　　請　　求　　書審査請求書年　　月　　日　北海道人事委員会　様請求者氏名　　　　　　　　　　　（代理人氏名　　　　　　　　　　印）　地方公務員法第49条の２第１項及び不利益処分についての審査請求に関する規則第３条第１項の規定により、次のとおり審査請求をします。　なお、別添のとおり処分説明書の写しを添付します。記１　請求者　(1) 氏名　(2) 生年月日　(3) 住所及び郵便番号　(4) 文書の送達を受けるべき場所及び郵便番号　(5) 電話番号及びファクシミリの番号　(6) 電子メールアドレス２　処分を受けた時における職名及び所属３　処分者の職名及び氏名４　処分の内容及び処分を受けた年月日５　処分のあったことを知った年月日６　審理の方式(1) 口頭審理を請求するか又は審尋審理を請求するかの別(2) 口頭審理を請求する場合は、公開又は非公開の別７　処分説明書の交付を受けた年月日（処分説明書が交付されなかったときは、その経緯）８　処分に対する不服の理由９　審査請求の年月日10 審査請求期間経過後において審査請求をする場合は、そのことについての正当な理由11　代理人　(1) 氏名　(2) 住所及び郵便番号　(3) 職業　(4) 文書の送達を受けるべき場所及び郵便番号　(5) 電話番号及びファクシミリの番号　(6) 電子メールアドレス |

備考１　この審査請求書は、正副２通を提出してください（電子メールでの提出は不可）。

　　２　この審査請求書には処分説明書の写しを添付してください。

　　３　代理人によって審査請求をする場合は、代理人の資格を証明する書面（委任状等）を添付してください（電子メールでの提出は不可）。

　　４　記載事項８の欄（処分に対する不服の理由）は、具体的かつ詳細に記載してください。

なお、長文にわたるときは、別紙に記載して添付してください。

　　５　この審査請求書に記載した事項（記載事項１の欄（請求者）及び11の欄（代理人）のものに限る。）に変更を生じたときは、審査請求書記載事項変更届出書（第２号様式）により、速やかに届け出てください。

第１号様式（不利益処分についての審査請求に関する規則第３条関係）*【記載例】*

|  |
| --- |
| 審　　査　　請　　求　　書審査請求書令和○年○月○日　北海道人事委員会　御中請求者氏名　北海　公平　　（代理人氏名　　　　　　　　　　印）　地方公務員法第49条の２第１項及び不利益処分についての審査請求に関する規則第３条第１項の規定により、次のとおり審査請求をします。　なお、別添のとおり処分説明書の写しを添付します。記１　請求者　(1) 氏名　北海　公平　(2) 生年月日　平成○年○月○日　(3) 住所及び郵便番号　北海道札幌市○○区○条○丁目○-○ ○○マンション○号室（〒○-○）　(4) 文書の送達を受けるべき場所及び郵便番号　同上（※現住所と北海道人事委員会から送付する文書の宛先となる住所が異なる場合に、文書の宛先となる住所を記載してください。）　(5) 電話番号及びファクシミリの番号　090-○○-○○（FAX:011-○○-○○）　(6) 電子メールアドレス　○○○@yahoo.co.jp２　処分を受けた時における職名及び所属　○○部○○局○○課　主査　等３　処分者の職名及び氏名　北海道知事（又は北海道教育委員会、北海道警察本部長等）４　処分の内容及び処分を受けた年月日　令和○年○月○日５　処分のあったことを知った年月日　令和○年○月○日６　審理の方式(1) 口頭審理を請求するか又は審尋審理を請求するかの別　審尋審理（又は口頭審理）(2) 口頭審理を請求する場合は、公開又は非公開の別　（※口頭審理と審尋審理の違いについて、次ページを参照してください。）７　処分説明書の交付を受けた年月日（処分説明書が交付されなかったときは、その経緯）　　令和○年○月○日８　処分に対する不服の理由　　※審査請求に係る処分が違法又は不当であると考える理由を具体的に記載してください。９　審査請求の年月日　令和○年○月○日10 審査請求期間経過後において審査請求をする場合は、そのことについての正当な理由11　代理人　(1) 氏名　(2) 住所及び郵便番号　(3) 職業　(4) 文書の送達を受けるべき場所及び郵便番号　(5) 電話番号及びファクシミリの番号　(6) 電子メールアドレス |

備考１　この審査請求書は、正副２通を提出してください（電子メールでの提出は不可）。

　　２　この審査請求書には処分説明書の写しを添付してください。

　　３　代理人によって審査請求をする場合は、代理人の資格を証明する書面（委任状等）を添付してください（電子メールでの提出は不可）。

　　４　記載事項８の欄（処分に対する不服の理由）は、具体的かつ詳細に記載してください。

なお、長文にわたるときは、別紙に記載して添付してください。

　　５　この審査請求書に記載した事項（記載事項１の欄（請求者）及び11の欄（代理人）のものに限る。）に変更を生じたときは、審査請求書記載事項変更届出書（第２号様式）により、速やかに届け出てください。

【参考】口頭審理と審尋審理について

|  |
| --- |
| ○口頭審理とは・当事者（請求者及び処分者）があらかじめ主張や反論に関する書面を提出した上で、人事委員会が当事者の出席のもと、審理を行う方法です。　・口頭審理は公開又は非公開を選択することができ、人事委員会において行います。　・当事者は、証人尋問を申し出ることができます。○審尋審理とは　・当事者があらかじめ主張や反論に関する書面を提出した上で、人事委員会がこれらの書面に基づき審理を行う方法です。　・請求者から口頭で意見を述べたい旨の申立てがあったときは、その機会が与えられます。　・審尋は非公開で行われ、人事委員会が必要と認める場合を除き、当事者は対面しません。○口頭審理又は審尋審理の選択を行わない場合　・審尋審理の方法により審理を行います。 |